



大槌町上下水道事業経営のあり方について
答申書

令和5年11月7日

大槌町上下水道料金等審議会

目 次

I.	はじめに	1
II.	水道事業	
	答申	2
	1. 経営方針について	3
	2. 水道料金改定について	3
	3. 水道料金体系の見直しについて	4
III.	下水道事業	
	答申	7
	1. 経営方針について	8
	2. 下水道使用料改定について	8
	3. 下水道使用料体系の見直しについて	9
IV.	附帯意見	11
V.	おわりに	12
	【別表 1】水道料金表（現行・答申）	13
	【別表 2】下水道使用料表（現行・答申）	14
	【参考 1】審議会委員名簿	15
	【参考 2】審議会開催状況	16

I. はじめに

上下水道機能の安定的な提供を持続的に行っていくためには、上水道事業会計、下水道事業会計が共に安定した経営を行い、将来世帯への負担を軽減していくことが不可欠です。

現在、大槌町では、上下水道機能の安定的かつ持続的提供が難しくなってきています。それは少子高齢化の進行及び東日本大震災による町内人口の激減により、水需要の減少がほぼ確実に予想されていること、また、水道施設の老朽化の進行により、その更新や耐震化の必要性が増してきてること、がその主たる要因です。

こうした社会経済状況下においても、大槌町では、東日本大震災以前から長期にわたり、消費税率改正に伴う改定を除いて、上下水道料金等の改定を実施していませんでした。これは大槌町が、震災からの町民の生活再建を第一に考え、厳しい経営状況においても料金等の改定を見合わせてきたためでした。

今日、東日本大震災津波からの復旧・復興事業のうちハード整備の完了を受けたこと、また町民の住宅再建についても、住宅の建築や災害公営住宅への入居がピークを過ぎたこと、の2点から、町民の生活再建への一定の目途が見てとれる段階にきたと考えます。このときに町民の生活を支える最も大切な水が将来にわたり安定的に提供されないようになることを避けなければなりません。そのため、本審議会は、持続的で安定した上下水道事業運営と将来世代への負担の軽減を目的に、「水道料金及び下水道使用料の改定計画について」の諮問を受け、財政収支均衡、上下水道事業運営の効率化、及び経営健全化の観点から会議を4回開催し、上下水道料金等の改定について、町民の負担への影響を上下水道一体で考えて十分配慮しつつ、慎重に審議を行ってまいりました。

この度、これまでの審議結果について、取りまとめができましたので、答申いたします。

II. 水道事業

答申

大槌町は、町民に安心して水を安定的に継続して利用いただくため、厳しい経営状況のもと、町民に負担をかけない形での事業改革を行ってまいりました。具体的には、職員数の削減による職員給与費の削減、令和2年度の上下水道課の統合による組織のスリム化、及び上下水道の料金徴収方法の統合、また、県内団体との共同委託等による委託費用の削減に向けた協議の継続による、将来の水道事業の効率化です。しかし、今後、更なる老朽管路の更新増加、及び水道料金収入の減少が見込まれることから、コスト削減に向けた経営健全化の取り組みを進めても、更新投資に必要な資金の確保は困難な状況にあります。

実際に、料金収入の対象水量である有収水量の減少に伴い、料金収入は減少を続けており、現在の料金水準を維持した場合、令和5年度以降は収益的収支の損失が発生・拡大する見込みです。また、管路の維持管理及び適時な更新に要する資金として借り入れた企業債は、令和18年度までに8億600万円を償還(返済)した上で、償還後の企業債残高が9億6,200万円となる見込みです。さらに収入の減少及び企業債償還に伴い現金収支もマイナスが継続し、資金残高は令和4年度の4億4,200万円から令和14年度は1億1,800万円に減少する見込みです。このことから、このままでは健全な経営を阻害し、ひいては資金収支が悪化して安定した給水にも支障を及ぼすこととなります。

上記を踏まえ、水道料金改定について検討した結果、「今後の経営環境や収支見通し下でも、給水収益を確保できる料金の引き上げ」及び「有収水量の減少下でも、給水収益への影響が小さくなる料金体系の構築」が必要であると判断しました。そこで財政シミュレーションを行った結果、収支均衡及び資金残高4億円程度の確保を図るには令和6年度に現在の水道料金を平均25%増とする改定が必要であるとの試算となりました。この資金残高は、通常時の資金繰りや災害時の対応等を勘案し、水道料金収入の約2倍を目安としたものです。

なお、水道事業では、令和4年度には基本料金の減免を実施しており、令和5年度も実施中であることから、令和6年度の料金改定は町民の負担が大きくなってしまいます。昨今の景気動向を踏まえ、町民の理解を得るためにも、料金改定にあたっては、使用者間の負担の公平性や、一部利用者の改定率が激変することのないよう、段階的な料金改定についても検討する必要があります。

今後、水道事業経営の基盤強化のため、一層の経営の効率化を検討した上で、次の経営方針をもって水道事業を運営していただきたいと考えます。

1. 経営方針について

(1) 収益的収支の改善

- ・収益的収支は黒字を維持する。

(2) 資金残高の確保

- ・事業経営を持続するために必要な資金残高を4億円程度とする。

(3) 企業債残高の抑制

- ・令和元年度の企業債残高（約15億円）をピークとし、徐々に圧縮する。

(4) 料金改定

- ・改定時期及び改定率については、上記（1）～（3）を踏まえたものとする（詳細は「2. 水道料金改定について」を参照）。

(5) 料金体系の見直し

- ・経営の安定化を図りつつ、利用者の過度な負担とならないよう料金体系を設定する（詳細は「3. 水道料金体系の見直しについて」を参照）。

2. 水道料金改定について

(1) 料金改定時期について

料金改定はできるだけ早いタイミングで改定することが望ましい状況です。具体的な料金改定の時期は、令和6年4月が妥当であると考えます。仮に早期に料金改定を実施しない場合は、令和14年度には資金残高が1億1,800万円に減少することが見込まれています。また、将来的な人口減少を考慮すると、次回改定時にさらに大幅な料金改定が必要になることが合理的に予想されます。ただし、料金を改定する場合、町議会での料金改定の議決が必要であり、その後、市民への周知期間やシステム改修に要する期間等を確保する必要があるため、一定の準備期間が必要です。

他方で、令和4年度には基本料金の減免を実施しており、令和5年度も実施中であることには注意が必要です。令和6年度の急激な料金改定は市民の負担感が大きくなるため、昨今の景気動向を踏まえ、市民の理解を得るためにも、段階的な料金改定についても検討すべきと考えます。

(2) 料金改定率

料金改定から5年間収益的収支の黒字を維持するためには、現在の水道料金を平均25%増とする料金改定が必要となることが試算されました（令和6年4月に料金改定をした場合）。このとき目標資金残高の4億円以上を確保でき、更新投資に必要な財源（自己資金）を確保し、更新投資に係る事業費の企業債比率の割合を抑えることが可能となる見込みです。そのため、料金改定率は平均25%増とすることが妥当であると考えます。

なお、料金改定に係る料金算定期間（令和6年から令和10年の5年間）における財政シミュレーションでは、以下の事項を考慮して検討しています。

- ・実績に即した将来予測の有収水量の見直し
- ・基準内繰入金の反映
- ・物価上昇率の反映

3. 水道料金体系の見直しについて

(1) 基本的事項

大槌町の現行の料金体系は、基本料金と従量料金からなる二部料金制を採用しており、共に用途別により異なる料金設定としています。また、基本料金については別途、口径別にメーター使用料を徴収しています。従量料金は、水量の多寡にかかわらず単価が均一である単一型を採用しており、一定水量の範囲内の使用に対して従量料金を徴収しない基本水量を付与しています。なお、基本水量の設定には、かつては公衆衛生上の観点から水利用を促すという役割もありました。

(2) 基本料金及び基本水量

経営の安定化のためには、利用者の多くを占める少量利用者からもその利用に応じた料金を適切に徴収する必要があります。そのためには、①利用者が負担する水道料金全体のうち基本料金の割合（基本料金割合）の増加、または、②基本水量を減少、させる料金体系が望ましいと考えられます。他方で、基本料金割合の増加、及び基本水量の減少を行うことによる少量利用者の負担増が過大なものとならないように、その影響を考慮する必要があります。前者は経営の持続可能性の観点から、後者は利用者への負担の公平性の観点から妥当と考えます。

このうち基本水量については、利用者の負担を考えて慎重に設定する必要があります。そもそも基本水量については、公衆衛生上の観点から水利用を促すという当初の役割を一定終えていると考えられ、現状では水道料金算定期領でも基本水量を付与しない料金体系が原則です。ただし、水道料金算定期領において、

「基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとし、経過的に存置することはやむを得ない。」とされており、また基本水量以下の利用者の件数が増加している大槌町の現状を考慮すると、基本水量を付与しないことは少量利用者の急激な負担増になる懸念があります。

このことを踏まえて、今回の料金改定では、(1) 営業用及び団体用の付与水量を減少の上、統一することで、少量利用者からの収入を一定程度確保する、

(2) 一般用の基本水量は変更しない、との二つの改定により、経営の安定化と少量利用者への配慮を共に達成することを目指した料金体系としました。なお、将来的には、負担の公平性の観点から、基本料金及び基本水量のあり方について、更なる検討が必要であると考えます。

(3) 用途別料金体系と口径別料金体系

水道料金算定要領では、利用者に給水管や水道メーターの口径に応じた料金負担を求めるなどを原則としています。これは、大きな口径のメーターを付けている利用者は、一度に多くの水を使うことができることから、口径が大きいほど水道施設の費用を多く負担すべきであると考え、一般的に基本料金や従量料金を高く設定しています。

大槌町においては、前述のとおり、基本料金及び従量料金について用途別の料金体系を採用しています。そのため、これら両方について、口径別への変更を検討する必要があります。ただし、基本料金と従量料金を同時に口径別だけの区分へ変更した場合、特に一般利用者への影響が過大なものとなる懸念があります。このことを踏まえて、今回の料金改定では、用途別は維持しつつ、営業用及び団体用の用途を統一する一方、一般用の用途は残すことで、るべき料金体系と利用者への配慮を共に達成することを目指した料金体系としました。なお、一般用、湯屋用、プール用、臨時用、観賞用及び船舶用の用途については、現行の体系を維持しつつ、一律 25% 増改定し、共用は一般用に集約し廃止します。

用途別料金体系のあり方については、負担の公平性の観点から、将来的に口径別に統一することも念頭において、更なる検討が必要であると考えます。

(4) 従量料金の遞増度

従量料金は使用量に応じて回収するものであり、負担の公平性から見ると水道料金算定要領にもあるとおり一律単価とすることが考えられます。大槌町においては現状単一型を採用しており、見直しの必要性は低いと考えます。

(5) 料金表

これらを踏まえ、料金表については別表のとおりとすることが妥当であると考えます。

III. 下水道事業

答申

大槌町は事業計画及び事業認可に基づき下水道の整備を実施していますが、下水道事業の財政状態は厳しい状況にあります。今後、復旧・復興事業の終息に伴う工事関係者の減少や自然減を含む少子高齢化の進展は、下水道需要の減少に伴って、下水道使用料収入を減少させることが予想されているためです。

そこで下水道事業の経営健全化に向けて、浄化センターに係る委託費用の削減、令和2年度の上下水道課の統合による組織のスリム化、及び上下水道の料金徴収方法の統合に取り組んでいます。また、近隣団体と汚泥処理や処理場等の維持管理の共同化等についての協議を開始する予定です。

しかしながら、このコスト削減に向けた経営健全化の取り組みを進めても、更新投資に必要な資金の確保は困難な状況にあります。仮に現在の使用料体系を維持した場合、有収水量の減少に伴い、使用料収入が減少し、令和5年度以降は収益的収支の損失が発生し、拡大する見込みです。また、今後、施設利用率改善のための工事として、令和5年度から令和14年度にかけて毎年5,700万円から1億4,500万円の投資が見込まれており、管渠の維持管理及び適時な更新に要する資金として借り入れた企業債は、令和14年度までに37億7,600万円を償還した上で、償還後の企業債残高が19億7,400万円となる見込みです。収入の減少及び企業債償還に伴い現金収支もマイナスが継続し、令和7年度には資金残高がマイナスとなる見込みです。このままの経営を続けた場合、資金収支が悪化し、安定した事業運営にも支障を及ぼすことが合理的に予想されます。

上記を踏まえ、下水道使用料改定について検討した結果、「今後の経営環境や収支見通し下でも、収益を確保できる使用料の引き上げ」及び「排除汚水量が減少する状況下でも、収益への影響が小さくなる使用料体系」とすることが必要であると判断しました。そこで、財政シミュレーションを行った結果、収支均衡及び資金残高2億円程度の確保を図るには、令和6年度に現在の下水道使用料を平均45%増とする改定が必要であるとの試算がなされました。この資金残高は、通常時の資金繰りや災害時の至急対応、直近年度の出資金額等を勘案したものでです。

しかしながら、水道料金と下水道使用料の改定時期が同一の場合、町民の負担が過度となる可能性もあります。昨今の景気動向を踏まえ、町民の理解を得るために、使用料改定にあたっては、使用者間の負担の公平性を十分に考慮した上で、一部利用者の改定率が大きく変わることのないよう、段階的な使用料改定を検討すべきと考えます。

今後、下水道事業経営の基盤強化のため、一層の経営の効率化を検討した上で、次の経営方針をもって下水道事業を運営していただきたいと考えます。

1. 経営方針について

(1) 収益的収支の改善

- ・収益的収支の黒字化を目指すと改定率が大きくなりすぎることから、使用料で維持管理費部分を賄い、不足分は基準外繰入金で補填することを前提とする。

(2) 資金残高の確保

- ・事業経営を持続するために必要な資金残高を2億円程度とする。

(3) 企業債残高の抑制

- ・令和2年度の企業債残高（約58億円）をピークとし、徐々に圧縮する。

(4) 使用料改定

- ・改定時期及び改定率については、上記（1）～（3）を踏まえたものとする（詳細は「2. 下水道使用料改定について」を参照）。

(5) 使用料体系の見直し

- ・経営の安定化を図りつつ、利用者の過度な負担とならないよう使用料体系を設定する（詳細は「3. 下水道使用料体系の見直しについて」を参照）。

2. 下水道使用料改定について

(1) 使用料改定時期について

使用料改定はできるだけ早いタイミングで改定することが望ましい状況です。具体的な使用料改定の時期は、令和6年4月が妥当であると考えます。仮に早期に使用料改定を実施しない場合は、将来的な人口減少を考慮すると、次回改定時にさらに大幅な使用料改定が必要になることが見込まれます。使用料を改定しない場合、令和7年度以降は資金残高がマイナスとなり、独立採算性が維持できなくなる見込みです。そのため、できるだけ早いタイミングで改定することが望ましいと考えます。ただし、使用料を改定する場合、町議会での使用料改定の議

決が必要であり、その後、町民への周知期間、及びシステム改修に要する期間等を確保する必要があるため、一定の準備期間が必要になります。

また、水道料金と下水道使用料の改定時期が同一の場合、町民の負担が過度となる可能性もあります。昨今の景気動向を踏まえ、町民の理解を得るためにも、段階的な使用料改定についても検討すべきと考えます。

(2) 使用料改定率

使用料改定から 5 年後までの累計で維持管理費部分を使用料で賄うためには、現在の下水道使用料を平均 45% 増とする使用料改定が必要となることが試算されました（令和 6 年 4 月に使用料改定をした場合）。このとき目標資金残高の 2 億円以上を確保でき、更新投資に必要な財源（自己資金）を確保することが可能となるため、企業債残高も減少が見込まれます。そのため、使用料改定率は平均 45% 増とすることが妥当であると考えます。

なお、使用料改定に係る使用料算定期間（令和 6 年から令和 10 年の 5 年間）における財政シミュレーションでは、以下の事項を考慮して検討しています。

- ・実績に即した将来予測の排除汚水量の見直し
- ・基準内繰入金の反映
- ・物価上昇率の反映

3. 下水道使用料体系の見直しについて

(1) 基本的事項

大槌町の現行の使用料体系は、基本使用料、及び従量使用料からなる二部使用料制を採用しています。従量使用料は、使用量の増加に伴って単価が高くなる逓増型を採用しており、また、一定水量の範囲内の使用に対して従量使用料を徴収しない基本水量を付与しています。

(2) 基本使用料及び基本水量

水道事業と同様、経営の安定化のためには利用者の多くを占める少量利用者からもその利用に応じた使用料を少量利用者の負担が過大にならないように適切に徴収する必要があります。そこで、①基本使用料割合を増加または基本水量を減少させ、かつ、②使用料改定による利用者間負担に大きな差が生じない使用料体系、を検討することが妥当と考えます。今回の使用料改定では、現行の基本使用料割合を下げるることのない一律改定により、経営の安定化と利用者の公平性への配慮を共に達成することを目指しました。なお、臨時用及び浴場用は、基本使用料及び従量使用料を現状より一律 45% 増としました。

（3）従量使用料の通増度

下水道使用料算定の基本的考え方では、大口需要家の需要変動リスクに対応するコストを調整・配賦するという趣旨から、個別原価に基づく使用料体系として累進使用料体系の採用の妥当性が説明されています。大槌町においては現状、通増型従量使用料を採用していることから、見直しの必要性は低いと考えます。

（4）使用料

これらを踏まえ、使用料については別表のとおりとすることが妥当であると考えます。

IV. 附帯意見

(1) 継続的な投資・経営の効率化の取り組み

今回の水道料金体系及び下水道使用料体系の見直しによって、大槌町の上下水道機能の安定的な提供と将来世帯の負担軽減のための、水道・下水道事業の経営の安定化に向けた一定の道筋を示すことができたと考えます。しかし、今回の見直しによって、水道・下水道事業の財政ひっ迫がすべて解消されたわけではありません。当然これで終わりではなく、今後も持続的な水道・下水道事業の経営を実現するための取り組みについては継続的な実施と更なる効率化・健全化が望まれます。絶えず計画内容等の見直しを行い、施設のダウンサイ징、漏水対応、広域連携等による根本的な対策を検討することで、一層のコスト縮減が図られるよう努めることを提言します。

(2) 料金改定等に関する使用者への広報活動

実質的な改定は、水道料金は30年ぶりとなり、下水道使用料は初めてとなることから、まずは、利用者にその料金改定等の必要性を十分に理解してもらえるように説明する必要があると考えます。また、料金改定等の内容についても、利用者に分かりやすく情報提供するよう、周知方法や時期等については十分配慮する必要があります。そのため、ホームページや広報紙等のあらゆる媒体を活用した広報活動に努めることを提言します。

(3) 今後の水道料金及び下水道使用料の検討について

水道料金や下水道使用料は、町民生活に直結したものであり、その影響は多大です。全国的に人口減少、節水機器の普及等による水需要の減少が想定される状況、及び絶えず施設等の更新が必要な状況を踏まえると、水道・下水道事業の安定した経営を行う上では、水道料金や下水道使用料の適時適切な検討、見直しが必要であると考えます。

そのため、5年を目安に、その時代にあった水道料金や下水道使用料について検証する仕組みを検討する必要があります。具体的には、5年ごとに審議会を開催し、財政見通しや料金等改定案の評価を含めて水道料金体系及び下水道使用料体系について見直す機会を設けることを、条例に記載することを提言します。

V. おわりに

今回、これまで審議してきた結果を答申としてまとめました。答申した水道料金体系については30年ぶり、下水道使用料体系については初めての改定ということもあって、特に一般用の少量利用者に配慮したものの、全体としては急激な負担となってしまっています。また、基本水量のあり方等について、一部将来的な見直しを検討する際の課題として挙げています。今後、社会情勢や経営環境が想定以上に変化することも考えられることから、水道料金体系及び下水道使用料体系のあり方については、その時代にあったものとなるよう継続的な検討が必要であると考えます。

【別表1】水道料金表（現行・答申）

■ 料金表（現行）

給水料金

用途	区分	基本水量	基本料金	超過料金 (/m ³)
一般用		10m ³	1,400	160
営業用		15m ³	3,100	220
団体用	口径13mm	10m ³	1,700	220
	口径16mm以上	20m ³	3,600	220
湯屋用		200m ³	11,200	160
共用		10m ³	1,200	160
プール用		1m ³	240	240
臨時用		1m ³	250	250
鑑賞用		10m ³	6,400	860
船舶用		1m ³	350	350

メーター使用料

区分 口径	地下式	遠隔式
13mm	160	370
16mm	190	-
20mm	220	450
25mm	240	460
30mm	380	600
40mm	430	650
50mm	2,000	2,600
75mm	2,560	3,000
100mm	3,400	3,600
150mm	5,200	6,100

■ 料金表（答申）

給水料金

用途	区分	基本水量	基本料金	超過料金 (/m ³)
一般用		10m ³	1,750	200
営業用・ 団体用	口径25mm未満	10m ³	3,300	280
	口径25mm以上	15m ³	4,600	280
湯屋用		200m ³	14,000	200
プール用		1m ³	300	300
臨時用		1m ³	310	310
鑑賞用		10m ³	8,000	1,080
船舶用		1m ³	440	440

メーター使用料

区分 口径	地下式	遠隔式
13mm	200	460
16mm	240	-
20mm	280	560
25mm	300	580
30mm	480	750
40mm	540	810
50mm	2,500	3,250
75mm	3,200	3,750
100mm	4,250	4,500
150mm	6,500	7,630

【別表2】下水道使用料表（現行・答申）

■ 使用料表（現行）

水道水を使用した場合

区分	排除汚水量	使用区分		
		一般用	浴場用	臨時用
基本使用料 (1月につき)	10m ³ まで	1,200	1,200	180
	10m ³ を超える 20m ³ まで	120		
	20m ³ を超える 30m ³ まで	130		
	30m ³ を超える 40m ³ まで	140		
	40m ³ を超える 50m ³ まで	150		
	50m ³ を超える 100m ³ まで	160		
	100m ³ を超える 500m ³ まで	180		
	500m ³ を超えるもの	200		

水道水以外の水を使用した場合又は
水道水と水道水以外の水を併用した場合

人数	認定汚水量	使用料 (1月につき)
1人	6m ³	1,200
2人	12m ³	1,440
3人	18m ³	2,160
4人	23m ³	2,790
5人	27m ³	3,310
6人	30m ³	3,700
7人	32m ³	3,980
8人以上	33m ³	4,120

■ 使用料表（答申）

水道水を使用した場合

区分	排除汚水量	使用区分		
		一般用	浴場用	臨時用
基本使用料 (1月につき)	10m ³ まで	1,740	1,740	260
	10m ³ を超える 20m ³ まで	170		
	20m ³ を超える 30m ³ まで	190		
	30m ³ を超える 40m ³ まで	210		
	40m ³ を超える 50m ³ まで	230		
	50m ³ を超える 100m ³ まで	250		
	100m ³ を超える 500m ³ まで	270		
	500m ³ を超えるもの	290		

水道水以外の水を使用した場合又は
水道水と水道水以外の水を併用した場合

人数	認定汚水量	使用料 (1月につき)
1人	6m ³	1,740
2人	12m ³	2,080
3人	18m ³	3,100
4人	23m ³	4,010
5人	27m ³	4,770
6人	30m ³	5,340
7人	32m ³	5,760
8人以上	33m ³	5,970

【参考1】 審議会委員名簿

大槌町上下水道料金等審議会委員

順不同・敬称略

氏名	所属など
◎菊池 明敏	総務省経営・財務マネジメント強化事業 アドバイザー
平野 耕一郎	総務省 人材ネット
篠崎 剛	東北学院大学経済学部経済学科教授
東梅 守	大槌町議會議員
菊池 忠彦	大槌町議會議員
那須 智	大槌町役場 技監
太田 和浩	大槌町役場 企画財政課長

◎は会長

【参考2】 審議会開催状況

区分	開催日時・場所	議事
第1回	令和5年3月6日（月）13:30～ 大槌町役場3階 大会議室	・水道料金の改定計画について 経営及び料金の現状と課題の整理 ・下水道使用料の改定計画について 経営及び使用料の現状と課題の整理
第2回	令和5年7月19日（水）13:30～ 大槌町役場3階 中会議室	・水道料金の改定計画について 財政見通しの検討 ・下水道使用料の改定計画について 財政見通しの検討
第3回	令和5年8月22日（火）13:30～ 大槌町役場3階 大会議室	・水道料金の改定計画について 料金改定案の検討 ・下水道使用料の改定計画について 使用料改定案の検討
第4回	令和5年10月30日（月）13:30～ 大槌町役場3階 大会議室	・水道料金の改定計画について 答申案の検討 ・下水道使用料の改定計画について 答申案の検討
答申	令和5年11月7日（火）提出	・大槌町上下水道事業経営のあり方 について（答申）